

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和7年度
計画主体	東神楽町

東神楽町鳥獣被害防止計画（第6次）

第1回変更（令和8年2月16日）

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項 （3）対象鳥獣の捕獲計画
表中エゾシカ捕獲計画数の変更

<連絡先>

担当部署名 東神楽町産業振興課

所在地 北海道上川郡東神楽町南1条西1丁目3番2号

東神楽町複合施設はなのわ 東神楽町役場

電話番号 0166-83-2114

FAX番号 0166-83-3386

メールアドレス nousei@town.higashikagura.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	エゾシカ、ヒグマ、キツネ、アライグマ、カラス類（ハボトガラス、ハブトガラス）、ウサギ
計画期間	令和7年度～令和9年度
対象地域	北海道東神楽町（町内一円）

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和6年度）

鳥獣の種類	品目	被害の現状	
		被害数値	
		被害面積	被害額
エゾシカ	水稻	—	—
	小麦	—	—
	ビート	0.12ha	85 千円
	スイートコーン	1.03ha	1,066 千円
	牧草	—	—
	大豆	0.9ha	289 千円
ヒグマ	ビート	0.12ha	86 千円
	かぼちゃ	0.25ha	314 千円
	スイートコーン	—	—
	デントコーン	—	—
キツネ	スイートコーン等	—	—
アライグマ	園芸作物	—	—
カラス類 (ハボトガラス、ハブトガラス)	かぼちゃ	—	—
ウサギ	若齢林木	—	—

※被害数値は、農家全戸に配布した鳥獣被害調査書により回答が得られた数値のみを計上したもの。実際には被害が発生しているが、調査書による報告がされていない被害もあると推測されることや、被害が軽微で算出が困難なものは「—」表記とする。

(2) 被害の傾向

【エゾシカ】

東端に隣接する越冬地から移動し、融雪期になると山林から農地に出没する。被害は東部の畑作地帯や中央部の稲作地帯に広がり、秋まき小麦の出芽期や水稻の初期生育期である春期に被害が多い。農作物の踏みつけ被害は通年で発生しており、農業者にとって深刻な問題となっている。

電気柵を設置している東部地域では農業被害の減少に効果を上げているが、未対策地域の中央部への移動が発生していると推測される。

【ヒグマ】

町内東部に生息しているとみられ、旭川市との境界付近での目撃が多く、4月から11月頃にかけて昼夜に関わらず行動している。レジャー施設や通学路付近での目撃も報告され、人的被害が懸念される。

デントコーンやビート畑の食害が目立ち、農作業中に出没することなど、間接的被害も問題となっている。

【キツネ】

町内全域において出没しており、農地近くに営巣し繁殖する。倉庫や納屋の床下に住み着くことで接触の機会が増え、衛生的な問題を引き起こし、農作業に支障をきたす被害報告がある。

【アライグマ】

町内全域で作物被害が発生しており、特にスイートコーン収穫期の食害が被害の大半を占めている。牛舎への侵入も多く報告され、牛感染症の感染源となる可能性があるため、酪農家影響も懸念される。

【カラス類（ハボリカラス、ハブトカラス）】

カボチャの新芽食害が報告されているほか、家庭菜園や市街地での糞による被害も報告されている。

【ウサギ】

主な被害は幼齢木の枝葉や植栽木の樹皮の摂食であり、特に幼齢木への食害については主幹の切断を伴うため、成長を著しく阻害する。

(3) 被害の軽減目標

指標		現状値 (令和 6 年度)	目標値 (令和 9 年度)
エゾシカ	被害額	1,440 千円	1,008 千円
	被害面積	2.05ha	1.43ha
ヒグマ	被害額	400 千円	280 千円
	被害面積	0.37ha	0.26ha

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取り組み	<p>【エゾシカ】 鳥獣対策協議会において被害や目撃情報のあった地域を中心に生息状況調査を実施。また、冬期はスノーモービルを活用した一斉捕獲を実施。</p> <p>【ヒグマ】 鳥獣対策協議会において被害や目撃情報のあった地域を中心に生息状況調査を実施。出没時には関係機関と連携し、パトロールや看板の設置、防災無線での注意喚起を実施。出没頻度が高く、農作業等への影響が大きい地域には必要に応じ箱わなを設置。</p> <p>【キツネ】 鳥獣対策協議会主体で猟銃による有害捕獲を実施。銃器による捕獲ができない市街地等においては、箱わなによる捕獲を実施。 関係課と連携し、エキノコックス症媒介動物疫学調査に係る検体の提供に協力している。</p>	<p>【エゾシカ】 隊員は勤続者が多いことから、出没通報を受けても仕事の関係で出動できる隊員が少なく捕獲に至らないケースが多い。</p> <p>【ヒグマ】 レジャー施設の近くにクマの通り道があることや山菜、キノコ採り入山者がヒグマの生息域であることを認識していないことによる不用意な接近が懸念される。 また、生息域付近の墓地では糞などの痕跡が頻繁に発見され墓参りに来る人々の安全確保が課題である。 隊員は勤続者が多いことから、巡回による捕獲に対応できる人材が少ない。</p> <p>【キツネ】 被害防止対策に一定の効果がみられ、農作物への被害は減少傾向にあるものの、警戒心が強く箱わなでの捕獲が困難であるため、住み着いたキツネの駆除に苦難している。</p>

	<p>【アライグマ】 外来生物法に基づく防除実施計画を策定し、防除の確認を受ける。防除期間は令和3年4月1日から令和13年3月31日。令和元年から講習を受講した町民を捕獲従事者として登録し町民自らが捕獲する体制を整えた。</p> <p>【カラス（ハボトカラス、ハブトカラス）】 鳥獣対策協議会主体で猟銃による有害捕獲を実施。</p> <p>【ウサギ】 鳥獣対策協議会主体で猟銃による有害捕獲を実施。</p>	<p>【アライグマ】 被害が初めて確認された平成19年以降、箱わなによる捕獲数は年々増加している。繁殖力が強く、捕獲を上回るペースで繁殖している。また、捕獲数の増加に伴い、処理や運搬にかかる労力が増大し、効率的な処理体制の構築が必要である。</p> <p>【カラス（ハボトカラス、ハブトカラス）】 銃器が使用できない市街地等の対応が困難である。</p> <p>【ウサギ】 草木が繁茂する夏季の捕獲が困難。</p>
防護柵の設置等に関する取組	<p>鳥獣被害防止総合対策事業を活用し、整備した電気柵を設置。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成26年度 4,000m ・平成27年度 7,850m 合計 11,850m 	<p>電気柵を設置した東部地域における農業被害は大幅に減少した一方で、対策を講じていない中央部地域への鳥獣の移動がみられる。電気柵の延伸や老朽化による更新を検討する必要があるが、維持管理に係る人員の確保や費用が課題である。</p>
生息環境管理その他の取組	特になし	特になし

(5) 今後の取組方針

<p>【基本方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関で構成する東神楽町鳥獣対策協議会にて被害防止に向けて連携、協力を図り効果的な対策を推進する。 ・狩猟免許取得の促進や駆除従事者の技術研修の実施等、捕獲者担い手の確保・育成を図る。 ・銃器並びに罠等の狩猟免許所有者の育成や捕獲体制の整備・拡充を図る。
<p>【エゾシカ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スノーモービルを用いた一斉捕獲の実施（冬期） ・くくり罠を用いた捕獲の実施 ・侵入防止柵の設置の検討 ・生息状況、被害状況調査の実施

<p>【ヒグマ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・問題個体の捕獲の実施（銃器、箱わな） ・住民や行楽客へ生態等の普及啓発の実施 ・侵入防止柵の設置の検討 ・生息状況、被害状況調査の実施 <p>【キツネ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・銃器捕獲を実施し、銃器を使えない場所では箱わなを用いた捕獲の実施。 <p>【アライグマ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・箱わなを用いた捕獲の実施及び箱わなの設置数を増加 ・捕獲した個体の効率的な処理体制の構築 ・防除従事者の育成 <p>【カラス類（ハボトカラス、ハブトカラス）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・銃器による有害捕獲の実施 <p>【ウサギ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・銃器による有害捕獲の実施
--

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

<p>【共通】 平成25年より町が設置している東神楽町鳥獣対策実施隊による捕獲活動を継続して実施する。東神楽町鳥獣対策協議会が当該捕獲活動への支援を行い、関係機関と連携、情報の共有を行い効果的な対策を講じる。</p> <p>【エゾシカ】</p> <p>町が申請者となり北海道に鳥獣捕獲許可申請を行い、一年を通して銃器・罠による捕獲を継続して実施する。</p> <p>【ヒグマ】</p> <p>目撃情報のあった場所を中心に生息状況調査を実施し、継続的な農業被害や人身への危険度が高い場合、関係機関が連携し対応を実施。</p> <p>【ライフル銃の所持】</p> <p>エゾシカ及びヒグマについては、体格が大きく、また、警戒心が強いため射撃距離が長くなることから、殺傷力があり且つ有効射程距離が長いライフル銃を所持させる。</p>

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和7年度 ～ 令和9年度	エゾシカ ヒグマ キツネ アライグマ カラス類	<ul style="list-style-type: none"> ・捕獲機材の更新・増台・管理 ・捕獲技術研修会の開催

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
近年の捕獲頭羽数に基づき設定する。ただし、ヒグマは原則、追い払いを基本とし、捕獲目標数は定めず、出没個体の有害性を検討した上で判断する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
エゾシカ	105頭	120頭	130頭
ヒグマ	—	—	—
キツネ	50頭	50頭	50頭
アライグマ	120頭	120頭	120頭
カラス類(ハシブトガラス、ハシブトカラス)	150羽	150羽	150羽
ユキウサギ	50頭	50頭	50頭

捕獲等の取組内容
【エゾシカ】 ○捕獲手段：銃器及びくくり罠 ○捕獲実施予定時期：4月から3月末日 ○捕獲予定場所：東神楽町一円
【ヒグマ】 ○捕獲手段：銃器及び箱罠 ○捕獲実施予定時期：4月から12月頃まで ○捕獲予定場所：東神楽町一円
【その他鳥獣】 ○捕獲手段～銃器及び箱わなとする。 ○捕獲時期～4月から3月末日までとする。 ○捕獲場所～東神楽町一円とする。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
(必要性) エゾシカ及びヒグマの捕獲は、ライフル銃以外の猟銃又はわなを基本とするが、これらの方法で捕獲が困難な個体については、射程が長く、捕獲能力が高いライフル銃を使用する。
(取組内容) 捕獲手段：ライフル銃による捕獲 実施予定時期：令和7年4月～令和9年3月 実施予定場所：東神楽町一円

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
なし	なし

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
なし	なし	なし	なし

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容
	令和7年度～令和9年度
エゾシカ ヒグマ	設置した電牧柵に異常がないか点検を行うとともに、問題を発見した場合は速やかに対策を行う。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

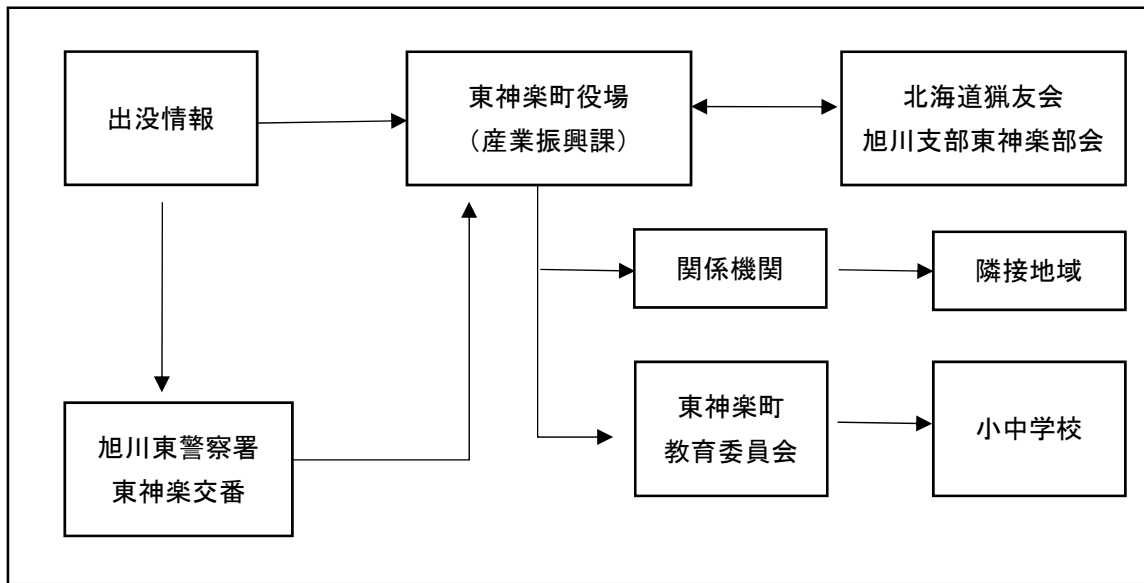
年度	対象鳥獣	取組内容
令和7年度 ～ 令和9年度	ヒグマ	・ 生ごみや農林水産物残渣の管理の徹底

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
東神楽町	危険区域巡回、住民への注意喚起、看板設置、出没時駆除要請
北海道猟友会旭川支部東神楽部会	危険区域巡回、住民への注意喚起、出没時の捕獲活動、出没現場の調査
旭川東警察署東神楽交番	通報現場での対応、危険区域の巡回、住民への注意喚起

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

<p>【エゾシカ】</p> <p>捕獲した個体及び残渣は一般廃棄物焼却処理施設へ運搬し処理する。ただし、地形的要因等により運搬が困難な場合は、生態系や生活環境に影響を与えないような適切な方法で埋設する。</p> <p>【ヒグマ】</p> <p>捕獲個体は地方独立行政法人北海道立総合研究機構環境・地質研究本部環境科学研究センターに試料提供し、残渣は一般廃棄物焼却処理施設へ運搬し処理する。</p> <p>【キツネ、アライグマ、ウサギ】</p> <p>一般廃棄物焼却処理施設へ運搬し処理する。</p> <p>【カラス類 (ハボトカラス、ハブトカラス)】</p> <p>一般廃棄物として東神楽町が処理する。</p>

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

	現状	目標
食品 ペットフード	捕獲したエゾシカについて、東川町の加工施設に搬入し、食肉として利活用している。また、食肉として活用不可の場合は、ペットフード用として活用している。	ハンターに対し、食肉処理加工施設への搬入の推進
皮革	特になし	特になし

その他 (油脂、骨製角 製品、動物園で のと体給餌、学術 研究等)	捕獲した鳥獣は適切に処分 するとともに、一部のハンタ ーが自家利用している。	捕獲した鳥獣は適切に処分す るとともに、一部のハンターが 自家利用している。
---	--	--

(2) 処理加工施設の取組

町外の食肉処理加工施設を利用

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

特になし

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	役割
構成機関の名称	役割
東神楽町	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣被害防止対策全体の統括 ・協議会構成団体の連絡調整 ・鳥獣被害防止計画の策定・変更、 ・鳥獣被害対策実施隊の編成 ・対象鳥獣の捕獲許可申請事務 ・住民への周知、啓発
東神楽農業協同組合	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣情報の収集 ・被害防除対策の実施 ・農作物被害状況の把握 ・農業者従事者との連絡調整
北海道猟友会旭川支部東神楽部 会	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣被害対策実施隊員の統括 ・捕獲活動などの被害防止対策の実施 ・生息状況及び被害状況の調査 ・専門的立場からの助言

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
北海道上川総合振興局	捕獲許可及び鳥獣対策に関する指導及び情報提供
旭川東警察署東神楽交番	狩猟等に関する助言・指導・情報提供・ヒグマ出没 対応
上川農業改良普及センター大 雪支所	被害状況等の情報提供と対策への協力
上川中央農業共済組合	被害状況等の情報提供と対策への協力

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

東神楽町鳥獣被害対策実施隊

設立年度：平成 25 年度

構成員数：15 名（令和 6 年度）

鳥獣被害対策実施隊の構成

- ・北海道猟友会旭川支部東神楽部会から任命

鳥獣被害対策実施隊の活動内容

- ・有害鳥獣の捕獲活動、生息状況調査及び被害状況調査
- ・捕獲技術の向上及び担い手の育成
- ・人的被害を及ぼすおそれがある場合等の出動

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

特になし

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

旭川市との境界付近で出没するヒグマに対応するため、ヒグマ出没対策に係る捕獲従事者の行政境界の越境について、ヒグマ捕獲従事者が、双方の行政境界から 1 km までの越境を可能とする旨を相互に捕獲許可申請書に記載し、北海道に申請することによって、境界付近での効果的なヒグマ対応を可能にする。